

平成27年度 企画提案型協働事業実施要領



(印西市マスコットキャラクター いんザイ君)

— 目 次 —

目次	1
1. 協働について	2
2. 企画提案型協働事業とは	3
3. 企画提案型協働事業の流れ	4
4. 提案にあたって	
(1) 対象となる事業	6
(2) 事業規模・経費負担等	8
(3) 事業実施期間	8
(4) 応募資格	8
(5) 提出書類	9
(6) 無償労働力等換算金額	9
(7) 評価・審査	9
(8) 評価基準	9
【様式】	
市民活動団体等登録申請書	10
提案書様式①「協働の機会提案書」	11
提案書様式②「協働事業計画書」	13
提案書様式③「企画提案型協働事業経費内訳書」	14
提案書様式 作成のポイント	15
5. 企画提案型協働事業スケジュール	19
6. 企画提案型協働事業Q & A	20

1. 協働について

平成10年「特定非営利活動促進法」いわゆるNPO法が施行され、地域社会の課題解決に向けて、自主的、主体的に関わっていこうというボランティア活動やNPOなどの市民活動が年々活発化してきました。

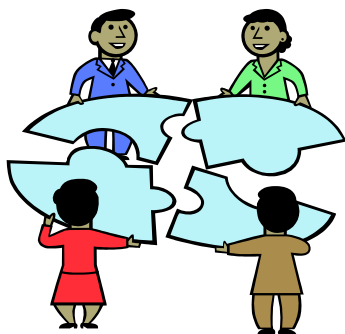
印西市では、そのような活動に対する支援策として、「市民活動支援センター」の設置や「市民活動助成事業補助金制度」を創設し（補助金制度については平成18年度をもって廃止し、19年度以降は「公益信託印西市まちづくりファンド」へ制度移行。）、また市の基本構想や基本計画等に基づき、市民主体のまちづくり、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する仕組みを整えることを目的に『印西市市民活動推進条例』を平成16年7月1日より施行しています。

そして今、地域社会が抱える問題や課題は、医療・福祉、子育て、まちづくり、地域活性化、環境、社会教育、国際協力、防災・防犯など実に多種多様で、また高度化の傾向にあります。こうした課題に対し、市行政の画一的な従来の仕組みでは十分に市民の要求に対応できず、様々な担い手が連携した市民が求める新しい社会サービスの開発や発展が必要とされています。このような新しいサービスを効率的・効果的に創るためには、市民のみなさんと市がそれぞれの持ち味を生かしながら相互協力して課題解決に取り組む『協働』が求められています。

市民活動推進条例では、『協働』の定義を「市民、市民活動団体、事業者と市が、それぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めること」と定めています。

市では、これからの効率的・効果的な行政運営を踏まえた、魅力と活力のあるまちづくりを進めていくためには、市民との「協働」が必要不可欠であると考えており、このような「協働」をより一層推進していくものとしております。

「市民活動推進条例」は、市民活動推進課で配布しています。また市のホームページよりダウンロードもできます。



〈市民が求める新しい社会サービスの例〉

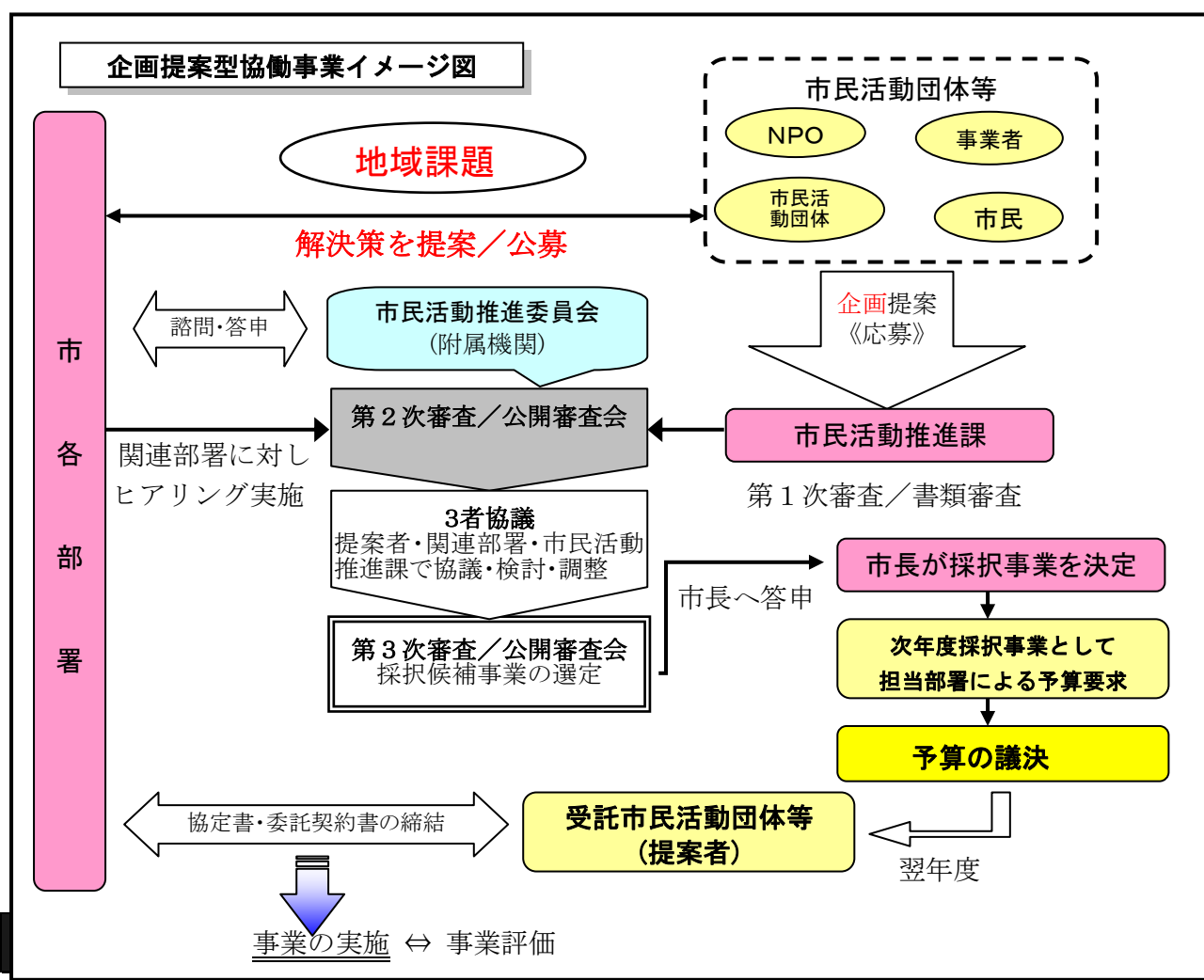
分類	サービスの例
医療・福祉	成年後見人の養成
子育て	子どもを預かる仲介や支援
まちづくり、地域活性化	公園・花壇などの維持管理
環境	里山の保全
社会教育	文化財などの案内
国際協力	外国籍住民への情報サポート
防災・防犯	災害に備える心構えや判断力の養成

2. 企画提案型協働事業とは

『企画提案型協働事業』は、2章の「協働」に対する考え方のもと、市民活動推進条例第9条に規定する「協働の機会」に基づき実施されるもので、平成17年度より実施しております。

今、地域社会が抱える様々な問題や課題の解決に向けて、市民が主体性をもって自らが「市と協働してこういう事業を進めたい」「既に実施している市の事業を我々がこんな工夫をして実施したい」という想いを市に企画提案していただき、事業の実施に向けて提案者と市が互いに協力・連携しながら取り組んでいくという制度です。

制度の概要としては、地域の課題解決に向け、市民やNPOなどの市民活動団体、事業者（以下「市民活動団体等」と称します。）が持っている専門性や先駆性、創造性、多様性等といった様々な特性を活かした提案を広く募集します。（市から決まったテーマの提案を公募する場合もあります。）提案いただいた事業について、一連の審査（外部審査機関として「市民活動推進委員会」が審査・評価を行い、また市の関連部署と協議・検討を行います。）を経て、最終的に協働事業の実施が望ましいと認められれば、原則として翌年度（今回は28年度）の事業実施に向けて市で予算化を行います。予算措置がされた後、提案者と市で協定書を締結し、協働事業を実施していきます。（イメージ図参照）



STEP①

募 集 企 画 登 録 提 案 の段階

○企画提案型協働事業の募集

- ・市広報紙、ホームページに掲載、また本書を市役所や各支所・コミュニティセンター・公民館等に設置し、提案事業の募集を行います。

○提案内容について企画・検討・計画

- ・提案者には、地域社会が抱える様々な課題解決に向けて、提案内容の企画、検討を行なっていただきます。

※市民活動推進課に相談し、できる限り早い段階で、提案事業に関連する部署との事前相談を**必ず**行なってください。

○事前に市に登録

- ・提案にあたっては、あらかじめ、市に市民活動推進条例並びに施行規則に基づく「登録」を行なっていただく必要があります。登録には、定められた用件、手続き等があります。 → 6 頁～7 頁参照

○企画提案型協働事業の提案

- ・提案内容を具体的にまとめ、応募していただきます。応募にあたっては、所定の様式を使用します。 → 10 頁～12 頁参照

STEP②

審 査 決 定 の段階

○第1次審査

- ・市民活動推進課において、応募要件や資格等についての書類審査、また必要に応じて聞き取り調査等を行います。

○関連部署との協議

- ・第1次審査を通過した提案事業について、市民活動推進課が市の関連部署と協議（チェックシートによるヒアリング）を行います。

○第2次審査（公開審査会の開催）

- ・提案者には公開審査会（プレゼンテーション）に出席し、提案事業の想いをアピールしていただきます。
- ・公開審査会では、外部審査機関である「印西市市民活動推進委員会」が評価を行います。関連部署も立ち会います。

○協議・検討・調整（3者協議）

- ・2次審査を通過した提案事業について、提案者、市の関連部署及び市民活動推進課が、事業の実施に向けてさらに協議・検討・調整を行います。

⇒希望に応じてコーディネーターを派遣することができます。

【企画提案型協働事業におけるコーディネーターとは…】

提案者と市の関連課の協議の場で、中立の立場に立ち、それぞれの特性と能力が十分に発揮されるよう、両者の意見を調整するとともに、よりよい提案に向け助言する役割を担う方です。

- ・協議検討期間は、8月下旬～9月下旬頃までの約1ヶ月間です。

○第3次審査（公開審査会の開催）

- ・3者協議後、提案者には、公開審査会で市民活動推進委員会に対し事業計画を説明していただきます。市民活動推進委員会は評価を行い、採択候補事業を選定します。

○市民活動推進委員会の評価結果を市長に答申

- ・これら一連の審査の過程による提案事業の評価・審査・選定結果について、委員会は市長に答申を行います。

○採択事業の決定

- ・市長は委員会からの答申をもとに、事業採択します。また採択事業として、市の関連部署が次年度の事業化に向け、予算要求を行います。
- ・必要に応じて、提案者と市の関連部署による事業の実施についての具体的な最終調整を行います。

STEP③

準備
締結
実施
評価
の段階

○事業準備

- ・議会（年度末）の議決を経て、正式に予算が決定されれば、いよいよ事業の実施です。提案者には事業に必要な準備を整えていただきます。

○協定書の締結

- ・提案者と市の関連部署は、協働事業を進める上での目的や理念、ルール、役割分担、費用の支払い等を定めた協定書及び委託契約書を締結します。

○事業の実施

- ・協定書及び委託契約書に定められた内容に基づき、事業を実施します。
- ・随時、両者が事業の進捗状況について確認・調整を行います。

○事後評価

- ・事業完了後、市の指定する評価シートに基づき、両者がそれぞれ事業の評価を行います。
- ・また、様々な反省点を踏まえ、市民活動推進課で今後の企画提案型協働事業に反映させます。

4. 提案にあたって

(1) 対象となる事業

テーマは「自由テーマ」（例…まちづくり、高齢者・障がい者福祉、環境保全、環境美化、子どもの健全育成、文化振興、社会教育、防災防犯活動、地域活性化など）とし、以下の要件を備えた事業を対象とします。

【要件】

- ①公益的、社会貢献的な事業で、提案者と市が協働して取り組むことにより、市の各部署が抱える課題や地域社会が抱える課題の解決が図られる事業
- ②市民サービスの向上、市民の満足度が高まり、具体的な成果・効果が期待できる事業
- ③協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- ④協働の役割分担が明確で、提案者の実施が可能である事業
- ⑤独創的・先駆的な工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑥予算の積算、見積りが適正と認められる事業
- ⑦予算や実施方法、人的資源等から実現、実施が可能と認められる事業

【対象外となるもの】

- ①営利を目的としたもの
- ②政治、宗教、選挙活動に関わるもの
- ③提案内容が行政や他の機関、団体などに対する要望、陳情的なもの
- ④特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ⑤施設等の建設、整備、修繕を目的とするもの
- ⑥地域住民の交流行事等の親睦的なイベント
- ⑦その他公序良俗に反するもの

事業提案に当たって

印西市では、めざすべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた政策を展開していくための指針として印西市総合計画を定めています。

事業の企画を考えるに当たり、市の総合計画や施策をぜひご参照ください。

- ・印西市の新しい総合計画

<http://www.city.inzai.lg.jp/00000000710.html>

- ・印西市総合計画「第2次実施計画(平成25年度～平成27年度)」

<http://www.city.inzai.lg.jp/00000000625.html>

印西市総合計画「第1次基本計画(平成24年度～平成27年度)」より、市の基本構想に掲げた20本の政策の現状と課題を整理した上で、55本の「施策」の方向性、主な取り組み、成果目標を示す「分野別計画」の施策の体系を抜粋して掲載します。

施策の体系



(2) 事業規模・経費負担等

- ・事業の内容から必要と考えられる事項を、適正に積算した額とする。
- ・原則として事業実施にあたり市が負担する経費については、委託金となります。
- ・印西市や国、県及び他の地方公共団体及びそれらの外郭団体等から委託や助成を受けている事業、又は受ける予定のある事業については対象外とします。
- ・公金の支出にあたり、協定書、契約書、事業計画書、収支予算等を別途作成することとなります。
- ・ただし、希望受託金額は全額が、委託料として認められるとは限りません。採択された提案事業を精査したうえで決定します。
- ・委託契約締結後においては、市は契約を上回る金額を支出することはできません。
- ・企画提案型協働事業の事業費と直接かかわりのない経費（団体組織を維持するための経費、団体独自の活動経費、事務所の維持経費等）は委託料の対象外となります。
- ・事業の実施のすべてを提案団体以外の団体に、再委託することはできません。

(3) 事業実施期間

事業の実施期間は、原則として単年度事業（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）とする。

(4) 応募資格

応募できるものは以下の要件を満たす**個人・団体・事業者**とします。

なお、応募する場合は必ず団体登録が必要となります。

- ① 条例で定める市民活動を行うものであること。
- ② 原則として印西市内に居住もしくは事務所があり、市内または近隣地域で事業開始時において 6 ヶ月以上の活動実績があること。
- ③ 団体においては規約、会則等を有していること。
- ④ 予算及び決算を示すことができること。
- ⑤ 提案事業を遂行できる能力を有するもの。
- ⑥ 政治上の主義や、宗教を広めることを目的としないもの。

※なお、この登録は「協働の機会」に参加するために、協働事業の相手方としての資格、要件として必要なものであり、登録したことで、提案事業が採択されたことを約束するものではありません。

（５）提出書類

「（４）応募資格」により登録した団体は１１頁～１４頁の提案書様式を提出してください。
必要に応じ参考資料を添付していただくことができます。（市から依頼する場合があります。）

（６）無償労働力等換算金額

１４頁様式③の「企画提案型協働事業経費内訳書」に、無償労働力等換算金額を記入する箇所があります。ＮＰＯ等が事業を実施するうえで出せるボランティア等の労働力等についても、金額に換算し、本来の事業規模を評価するために記入してください。

無償労働力を換算した金額を含めたものについては、括弧書きとしてください。

例） 無償労働力の人件費単価 ７９８円／h（千葉県最低賃金）以上として計算

（７）評価・審査

提案された事業の審査については、次の「（８）評価基準」に基づき、第１次審査（書類審査）、第２次審査（公開審査会）、３者協議、第３次審査（公開審査会）の過程で行います。

第２次審査以降については、より公平性・透明性を高めるため、市の附属機関である印西市市民活動推進委員会が公開プレゼンテーション形式で評価・審査を行います。また、提案者は必要に応じ、委員会や市の関連部署、市民活動推進課との協議の場に参加していただきます。

（８）評価基準

評価項目	内 容
①課題把握の的確性	▼地域社会が抱える課題としての的確に捉えている事業か。 ▼地域や市民のニーズが高い事業か。
②事業の目的・内容・効果	▼事業の目的や内容が具体的で明確か。 ▼事業の実施により期待できる効果は明確か。 ▼提案者の持つ特性を十分に活かし、また独創的な事業か。 ▼市の事業としてふさわしいか。
③事業計画・実施体制	▼事業計画は明確で具体的なものか。 ▼事業の実施体制（安定した財政基盤や人材などの体力、スキル等）は充分か。
④協働の効果	▼協働の役割分担が明確で、相乗効果が見込める事業か。 ▼協働することによって単独で実施するよりも、効果的で質の高いサービスを提供できる事業か。
⑤実施方法・積算根拠	▼課題解決に向けた有効な手法が盛り込まれたものか。 ▼事業経費の積算根拠は適正であり妥当なものか。

(登録申請書 様式)

印西市市民活動推進条例施行規則第2条(第1号様式)

市民活動団体等(個人・団体・事業者)登録申請書		
年 月 日		
印西市長	様	(申請者) 名 称 所在地 代表者 連絡先 E-mail
印		
印西市市民活動推進条例第10条の規定により、市民活動団体等の登録をしたいので、申請します。		
団体の概要	設立年月日	年 月 日
	会 員 数	全体 名(内訳)
	役 員 内 訳	
	活 動 拠 点	
	ホームページ	URL() 無
活動の目的 及 び 内 容	目的	
	内容	
情報の公開	☐ 公開 ☐ 一部非公開(公開しない部分) ※非公開の理由 ()	
添 付 書 類	☐ 規約、会則又は定款 ☐ 役員、会員名簿 ☐ 事業計画書 ☐ 予算書及び決算書 ☐ 参考資料	

(提案書 様式①)

協働の機会提案書

年 月 日

印西市長 様

(登録者) 登録番号 _____

名称

所在地

代表者

連絡先

印

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

課題

提案理由

提案内容

貴団体の特性、協働
で実施するメリット

(提案者が事業実施できる能力や有利なアピールポイント)

事業実施により得られ
る効果や今後の展望

協働の機会提案書(継続用)

年 月 日

印西市長 様

(登録者) 登録番号

—

名 称

所在地

代表者

連絡先

⑩

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

課 題 (前年度の実施を踏 まえた課題)	
提案理由	
提案内容 (前年度の実施を踏 まえた改善内容)	
貴団体の特性、協働 で実施するメリット	
継続実施により 得られる効果や 目指す将来展望	

(提案書 様式②)

協働事業計画書			
事業名			
事業の目的			
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
事業の内容 詳細に役割分担別に記入 (役割分担を、できれば事前に市の担当に相談して 記すか、希望を記す)	提案者	市	
事業に要する 経 費 ※詳細については、様式③による			
対話方法 市との協議や打ち合わせ方法			
協働のメリット (各立場にとっての効果を 簡潔に)	提案者	市民	市
広報の方法			
評価の方法			
備 考	関係課・関係団体等		
	その他		
添 付 書 類			

(提案書 様式③)

企画提案型協働事業経費内訳書

事業に係る見積り積算金額 金 円

無償分を含めた金額 (金 円)

【歳入】

項 目	積算根拠 (内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
市に負担を求める額		
その他収入		
提案者負担分		
無償労働力等換算金額		()
合 計 (無償分を含めない)		円
無償分を含めた合計額		()

【歳出】

項 目	積算根拠 (内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
提案者が負担する 無償労働力	〇〇〇円×〇〇時間×〇〇人×〇〇日＝〇〇〇円	(円)
提案者が負担する 無償機材等	〇〇〇円×〇〇日＝〇〇〇円	(円)
提案者が負担する その他の材	〇〇〇円×〇〇日＝〇〇〇円	(円)
合 計 (無償分を含めない)		円
無償分を含めた合計額		()

作成のポイント①

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式①)

協働の機会提案書

平成 27 年 6 月 1 日

印西市長 板倉 正直 様

(登録者) 登録番号 H22-000
 名称 NPO法人ちば印西倶楽部
 所在地 印西市大森 2364-2
 代表者 理事長 印西 太郎 ㊞
 連絡先 0476-42-5111

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

課 題	現在、大林調整池及びその周辺は、水辺ということで、周辺の市民が、散歩やジョギングをするなど憩いの場として利用している。 また、市は調整池としての機能を果たせるような管理をしている。 調整池の機能を保持したまま、市民が期待する憩いの場として利用をできるかが、課題となっている。
提案理由	大林調整池と周辺地域について、機能管理だけではなく、憩いの場として、人と自然が笑顔でつながるような場所に変えていきたい。
提案内容	1 年を通じて良好な景観を保つよう、5,000 m²の草刈りを年 8 回実施するとともに、2,000 m²の花畑づくりを実施する。また、イベントを開催し、地域の魅力ある拠点施設へと変えていきたい。
協働で実施する特性 (提案者が事業実施できる能力や有利なアピールポイント)	私たち NPO 法人ちば印西倶楽部は地元に根ざした NPO で、地域の住民や団体等との関わり合いが深いため、草刈りや花植えのボランティア等を集めやすい。また、イベントを開催する場合でも地域の子供達やその親を集めることができる。 以上のことから、この地域の住民ニーズを的確に地域づくりに反映した拠点づくりをすることができる。
事業実施により得られる効果や今後の展望	市としては 1 割程度の経費削減が見込まれ、効率的な維持管理と効果的な活用を図ることができる。市民にとってはかけがえのない憩いと癒しの場が得られ、1 割程度の公園利用者増を見込んでいる。将来的には、他の NPO や町内会等と一緒に協働事業を実施したい。

作成のポイント②

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式②)

協働事業計画書			
事業名	大林調整池と周辺地域の維持管理事業		
事業の目的	大林調整池とその周辺について、本来の機能を果たしながら、花畑を作り景観的にきれいにし周辺住民の憩いの場とする。		
事業期間	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日		
事業の内容 詳細に役割分担別に記入 (役割分担を、できれば事前に市の担当に相談して 記すか、希望を記す)	提案者	市	
	○ 草刈り実施 ○ 花畑を作る ○ 樹木の管理をする ○ 自由花壇をつくる ○ 定期的に清掃をする ○ イベントの開催 ○ 周辺住民のニーズの調査	○ 花の種を提供する。 ○ 管理についての相談・協議 ○ 植栽についての指導	
事業に要する 経費 ※詳細については、様式③による	240,000 円	1,550,000 円	
対話方法 市との協議や打ち合わせ方法	毎月末に市へ事業の進捗状況及び実績を報告。また、メール等で、随時情報交換をしていきたい。		
協働事業の効果 (各立場にとっての効果を 簡潔に)	提案者	市民	市
	この場所を魅力ある、拠点施設と変えていくことで、今後周辺のまちづくりへの広がりを期待できる。	景観的に美しく市民が憩える癒しの場になる。	本来の機能に加えて、地域の魅力ある拠点へと変化していく。また、経費も現状より削減できる。
広報の方法	現地に看板の設置や、積極的にミニコミ誌などへ情報を提供していく。		
評価の方法	団体会員やボランティア参加者による自主評価を実施するとともに、公園利用者にアンケートを実施し、内容を取りまとめて市に報告する。		
備考	関係課・関係団体等 都市整備課・土木管理課		
	その他 NPO法人水辺ネット・大林住みよいまちづくり会		
添付書類			

作成のポイント③

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式③)

企画提案型協働事業経費内訳書

団体全体の収支ではなく
提案する事業に係る
積算金額を記入。

事業に係る見積り積算金額 金 1,550,000 円

無償分を含めた金額 (金 3,578,000 円)

提案者の無償の労働力や提供分を金額に換算して記入してください。

【歳入】

項 目	積算根拠(内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
市に負担を求める額		1,550,000
その他収入		
提案者負担分		240,000
無償労働力等換算金額	労働力 1,472,000 円 機材 316,000 円	(1,788,000)
合 計(無償分を含めない)		1,790,000
無償分を含めた合計額		(3,578,000)

歳入項目は
・市に負担を求める額 のほか
・事業収入 ・寄付金
などの項目別に記入。

事業を実施するために必要な経費を下記
に掲げる項目例を参考に、項目別に、そ
れぞれ積算根拠を記入すること。

車両、土地、建物、備品等の購入費は原
則認められません。

【歳出】

項 目	積算根拠(内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
人件費	草刈 面積 5,000 m ² 8 回×150,000/回	1,200,000
材料費	花畑施肥(元肥、追肥) 2,000 m ² 4 回×50,000/回	200,000
材料費	花の苗・種 2,000 m ² 3回×50,000/回	150,000
イベント開催費		240,000
提案者が負担する 無償労働力	800円×4時間×20人×23日=1,472,000 円 (草刈り 8 日 清掃 12 日 花植え 3 日)	(1,472,000)
提案者が負担する 無償機材等	草払機 1,000 円×8日×20 台=160,000 円 草刈機 12,000 円×8日×1 台=96,000 円 トラクター 20,000 円×3 日×1 台=60,000 円	(316,000)
提案者が負担する その他の材		()
合 計(無償分を含めない)		1,790,000
無償分を含めた合計額		(3,578,000)

当該事業以外にかかる事業費や人件
費、管理運営費等は対象となりません。

▼歳出経費の項目例

- ①【人件費】・・・事業を実施するために必要な団体の人件費
- ②【報償費】・・・講師等の謝礼金
- ③【旅費】・・・旅費交通費
- ④【消耗品費・原材料費】・・・事業を実施するために必要な材料、消耗品などの経費
- ⑤【印刷製本費】・・・チラシ、報告書等の印刷費、製本代
- ⑥【食糧費】・・・事業を実施するために必要不可欠と認められる食品材料費等
- ⑦【通信運搬費】・・・郵便等郵送料、電話料、FAX、インターネット通信料
- ⑧【保険料】・・・行事保険、損害賠償保険、ボランティア保険等
- ⑨【手数料】・・・各種申請手数料
- ⑩【工事費】・・・工事請負費
- ⑪【使用料・賃借料】・・・会場、会議室、器具、備品等の使用料、賃借料
- ⑫【その他】・・・事業を実施するために必要な経費のうち、上記のどれにも該当しない場合はご相談ください。

5. 企画提案型協働事業進行スケジュール

(平成27年)

4月22日

平成27年度第1回市民活動推進委員会にて「平成27年度企画提案型協働事業実施要領（素案）」について付議

6月1日

●企画提案型協働事業募集開始（6/1号広報紙、ホームページ等に掲載）。随時「登録団体」受付。相談受付開始。

6月14日

企画提案型協働事業説明会（会場：市民活動支援センター）

(提案者から市の関連部署に相談)

7月23日

●企画提案型協働事業募集締め切り

8月上旬

第1次審査 書類審査等

8月21日

第2次審査 公開審査会（プレゼンテーション）

8月下旬
～9月下旬

提案者、市の関連部署、市民活動推進課による協議・検討・調整
(3者協議)

10月9日

第3次審査 公開審査会（プレゼンテーション）

10月上旬

委員会が採択候補事業を選定し、結果を市長に答申

10月中旬

委員会の答申に基づき、市が採択事業を決定・公表⇒予算要求

(平成28年)

3月下旬

予算の議決

4月1日以降

協定書及び委託契約書の締結

事業開始

随時、事業の進捗状況を確認、調整

事業完了。完了検査、評価の実施。

6. 企画提案型協働事業Q & A

Q 1) なぜ協働事業を行う必要があるのですか？

市民ニーズが高度化、多様化するなかで、これまで行政が行ってきた画一的な仕組みだけでは十分に公共サービスが提供できなくなっており、様々な担い手が連携した新しいサービスが要請されています。こうした新しいサービスを効率的・効果的に創るためには、市民と市がそれぞれの特性を生かし、相互協力して課題解決に取り組む『協働』の取り組みが注目されるようになっていきます。

市では、地域社会が抱えている様々な課題に対して、市民、市民活動団体、事業者が主体的・自主的に実施する市民活動や事業について、市が協力・連携することで新たな公共サービスを生み出していく…このような市民主体のまちづくりを目指し、協働の取り組みを進めています。

Q 2) 提案して何のメリットがあるのですか？

提案された事業は、様々な機会を通じて公開されるとともに、市民活動推進委員会による審査・評価や市の関連部署による協議・検討が進められます。こうした機会を通じて、提案者は企画・提案に込めた想いや日頃の活動内容を、市民や市行政の多くの人々にアピールすることができます。

また、公開の場をはじめとした一連のプロセスは、学びの場であり交流の場です。提案内容や活動が次のステップに発展していく可能性があります。

提案については、市民活動推進委員会の評価・審査・答申を経て、市から検討結果が明らかにされますので、提案事業があいまいに放置されることはありません。

企画提案型協働事業への提案は、日頃から地域で活動している市民活動団体等が行政にはない優れた特性や豊富な知識・経験を生かし、市との協働事業による「新しい公共」の担い手として、地域に貢献できる貴重な機会とお考えください。

Q 3) 市民活動推進委員会とは何ですか？

平成16年7月より施行されている「印西市市民活動推進条例」の第11条に、市の附属機関として、市民活動の推進に関して必要な事項を専門的な見地から調査審議し、また「協働の機会」について検討協議を行うものとして「印西市市民活動推進委員会」の設置が規定されています。この規定に基づき、平成16年12月に設置されました。

委員構成は、公募市民3名、市民活動団体関係者3名、学識経験者3名、事業者3名の合計12名となっています。

Q 4) 協働事業は誰が提案できるの？

市民活動推進条例で定める「協働の機会」に参加(提案)しようとする者は、提案に先立ち、市へ「登録」することが規定されています。登録した市民活動団体等が提案できます。

登録には、一定の要件や手続きが必要です。 ※6ページ～9ページ参照

Q 5) どんなことが提案できるのですか？

「地域社会が抱えている様々な課題やニーズに取り組みたい」という提案者の想いを育てるための制度であり、提案のテーマや規模について特に制限はありません。また、新たな事業の提案だけではなく、既に市が実施している事業に関連する提案も可能です。

ただし、市と協働して行う公益的な事業ですので、営利を目的とするもののほか、公共事業としてふさわしくないものは提案できません。 ※6ページ参照

企画提案型協働事業は、提案者と市とがそれぞれの責任と役割分担を明らかにして行う事業ですので、市への一方的な要望や単なる思いつきは提案にはなじみません。

Q 6) 提案すれば全部実現するのですか？

提案された事業がすべて実施される、というわけではありません。調整・協議・検討・評価・審査が一定のプロセスと期間で行われ、審査に合格した事業が市民活動推進委員会から市長に答申され、「協働事業として推進する事業」として決定されることになります。その後、予算化が図られた上で、協定を締結し、協働事業としてスタートすることになります。

Q 7) 手続きなどが面倒ではないですか？

確かに、企画提案型協働事業には一定の時間と手続きが必要です。しかし、この手続きは提案者と市の関連部署との相互理解が深めるためには欠かせないもので、協働の効果を高めるためには、むしろ不可欠なプロセスとして位置付けられています。

Q 8) 市がやることを市民に押し付けているだけでは？

協働事業について、「行政が市民を都合よく利用するだけではないか」「これまで行政が行ってきた事業を無責任に市民に委ねられても困る」といった懸念の声が聞かれます。

市では、そうした行政側の責任転嫁を避けるため、協働事業を条例等に基づく総合的・体系的な施策として推進し、公開の場での中立公正な審査と評価体制を整えています。

Q 9) 今まで何件提案があり、そのうち何件採択されているのですか？

今までの実績は次ページの表のとおりです。採択実績が多いとは言えない現状ですが、提案内容を基に市民活動推進課が市の関連部署と仲介してまいりますので、ご関心のある場合はぜひ前向きにご検討ください。

年 度	提案数	採択数
平成 1 7 年度	3 件	0 件
平成 1 8 年度	1 件	1 件
平成 1 9 年度	0 件	0 件
平成 2 0 年度	3 件	1 件
平成 2 1 年度	5 件	1 件
平成 2 2 年度	2 件	1 件
平成 2 3 年度	6 件	4 件
平成 2 4 年度	3 件	3 件
平成 2 5 年度	2 件	2 件
平成 2 6 年度	4 件	3 件

Q 1 0) 詳しく聞きたいのですが、どこに相談にいけばよいのですか？

まずは、市役所「市民活動推進課」へご相談ください。提案内容に応じて、関連部署との連絡調整等を行ないます。

また、「市民活動支援センター」（中央駅前地域交流館 2 号館 2 階）でも、提案書様式の記入方法など個別の相談に応じています。ぜひご利用ください。

《ご相談・問い合わせは・・・》

印西市役所 市民活動推進課 市民活動支援班

TEL 0476-42-5111（内線343）

FAX 0476-42-7242

ホームページ ・ <http://www.city.inzai.lg.jp>

メールアドレス ・ siminkatudou@city.inzai.lg.jp